

町政モニターの皆さんからいただいた意見をご紹介します

町には、町民の皆さんの考えや意見などを、町政運営の参考としていくための町政モニター制度があります。各区から推薦された町政モニターの皆さんからは、町政全般のこと、町の行事・事業などについてのさまざまな意見を述べていただいています。

2月に行われました平成22年度第4回町政モニター会議でいただきましたご意見について、主なものを要約してご紹介いたします。

第4回会議 2月28日（月）開催

意見1「イノシシ対策について」

ハイキングが好きで遠望峰山によく登っていますが、イノシシが登山道のあちこちに穴を開けて大変危険な状況になっています。地元の農家も困っているようです。イノシシの捕獲状況はどうなっているのですか？

【回答】 岡崎猟友会幸田支部（狩猟免許取得者）に依頼し、農作物被害の深刻な地域でおりでイノシシを47頭捕獲しました。最近の異常気象で山に餌がなく里までイノシシがたくさん下りてきており、さらに捕獲者の人手も不足している状況です。また農作物被害を防止するため農家の皆さんが町補助金で電気柵を設置されています。イノシシの掘った穴の埋め戻しは地主にて対応をお願いしています。



意見2「学校給食について」

幸田町の給食が新聞とテレビで紹介されているのを見ました。地元の食材を生かした素晴らしい給食だったので、もっと町民に地元食材をPRしたらどうですか？

【回答】 幸田町学校給食センターが昨年12月に東京で開催されました全国給食甲子園に中部・近畿ブロック代表として出場し優秀な成績を収めました。学校給食において郷土を代表する農産物を生かした食育を目指しており、給食のレシピを町のホームページで紹介していますので、ご家庭において郷土料理として楽しんでいただきたいと思います。



意見3「成人式の日程について」

成人の日による開催ではなく、土日に変更すれば成人式への出席率が上がるのではないですか？

【回答】 成人の日の前日に、凧揚げまつり、消防出初式などがあり行事日程を考慮すると困難な状況ですので、現状にてご理解をお願いします。



意見4「消防団活動について」

消防団の新入団員の確保に困っているのですが、強制的な入団指導はできないのですか？また入団を支援するような施策はないのですか？

【回答】 新入団員の確保は地元をお願いをしています。強制的な指導は困難な状況です。町内には消防団協力事業所があり、企業として消防団活動への支援をいただいています。消防団員は、退団してからも地域の防災リーダーとして活躍をいただいています。町として地域を守る消防団活動をPRして理解と協力をお願いしていきます。



意見5「観光事業の充実について」

しだれ桜まつりは多くの来場者であふれています。町内の寺院と公園などをネットワークで結び、観光事業を充実すれば町内事業者も潤い、新たな起業家が生まれ大きなビジネスチャンスになると思いますが、なにか施策はないのですか？

【回答】 凧揚げまつり、しだれ桜まつり、彦左まつり、夏まつり、産業まつりは町の5大まつりであり、たくさんの集客があります。これらのまつりと町内の観光資源を結び、道の駅から情報発信することによる観光事業の可能性はあります。平成23年度からの新規事業である農業・商工業再起動活性化事業で、新規に起業する人に対する支援を実施しますので、観光事業での活躍に期待しています。



問合せ 企画政策課情報G（内線343）

各種手当をご存知でしょうか？

児童の健全育成や高齢者および障害者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度があります。

対象と思われる人で、まだ手当を受けていない人は、手続きをしてください。

手続き場所

- ①、④、⑤、⑥ 福祉課福祉G (内線152)
- ② ③ 福祉課介護保険G (内線154)
- ⑦～⑩ 児童課児童G (内線143)

名称	支給要件	所得制限
① 幸田町心身障害者扶助費	身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人 * 下記の人を除きます ● 介護人が在宅介護手当受給者 ● 施設入所者 ● 65歳以上の新規・転入 * 手帳・等級変更の場合は、支給額の変更はありません。	無
② 幸田町在宅介護手当	要介護3～5で65歳以上の高齢者を在宅で介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族 * 対象者が入院、入所している期間は除きます。	無
③ 幸田町家族介護手当	要介護4または5で町民税非課税世帯の65歳以上の高齢者を過去1年間介護保険サービスを受けず（ショートステイは7日以内なら可）に在宅で介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族	有
④ 特別障害者手当	20歳以上で、知的または身体に著しい障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な人 * 施設入所者、長期入院者は除きます。 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障害が重複している人 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障害があり、1 Q20以下の人 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障害または1 Q20以下で、ほかに3級相当の障害が2つ以上ある人 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障害または1 Q20以下、もしくは、これと同程度の障害または病状がある人で、日常生活ではほぼ全面介護が必要な人	有

名称	支給要件	所得制限
⑤ 障害児福祉手当	20歳未満で、知的または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な児童 * 施設入所者は除きます。 ● 1級身体障害児 ● 2級身体障害児の一部（常時介護を必要とする人） ● 1 Q20以下の知的障害児 ● 上記と同程度の障害または病状で常時介護が必要な人	有
⑥ 愛知県在宅重度障害者手当	● 身体障害者手帳1・2級 + 1 Q35以下の人（1種） ● 身体障害者手帳1・2級（2種）の人 ● 1 Q35以下の人（2種） ● 身体障害者手帳3級 + 1 Q50以下の人（2種） * 施設入所者および特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者、65歳以上の新規手帳取得者は除きます。	有
⑦ 国児童扶養手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 * 老齢福祉年金以外の公的年金を受けている人は、除きます。 * 親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。	有
⑧ 愛知県遺児手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 * 支給期間は認定から5年間です。 * 親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。	有
⑨ 幸田町遺児家庭扶助費	父または母、もしくは、両親のいない義務教育修了前の児童を養育している人 * 親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。	無
⑩ 国特別児童扶養手当	20歳未満の障害児（身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳A・B判定、内部障害、精神障害など）を養育している人	有



大人による子どもの権利保障

大人の責務

- 「基本的考え方」に基づいて、「子どもにとって大切な権利」を保障しなければなりません。
- 子どもが自分の権利を理解し、自分や自分以外の人やものを大切にする価値観を持つ人間になれるよう支援しなければなりません。
- 大人としての自覚を持ち、子どものよき手本となるよう努めなければなりません。
- あらゆる差別・暴力・危害から子どもを守らなければなりません。

保護者の責務

- 子どもがこころ豊かに育つため、子どもの年齢や発達に応じた支援や助言をする
- 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、十分に対話する
- 子どもが安心して過ごせる家庭づくりに努める

施設関係者の責務

- 子どもの活動の充実を図る
- 子どもの考えや気持ちを受け止め、意思決定に参加する機会を設ける
- 虐待・いじめの予防と早期発見に努める
- 子どもの権利について、研さんに努める

地域住民の責務

- 子どもをあたたかく見守る
- 対話の機会を作る
- 地域の行事や活動に参加する機会を設ける
- 子どもの権利について、住民意識の高揚や地域力の発揮に努める

町の責務

- 保護者・施設関係者・地域住民と連携、協働する
- 保護者・施設関係者・地域住民へ必要な支援をする
- 国やほかの公共団体などと協力して、子どもの権利保障に努める

子どもを大切にするまちづくりの推進

子どもの権利の周知と学習支援

子育て家庭への支援

特別な支援が必要な子ども・家庭への支援

子どものこころや体への暴力に対する取り組み

子どもへの危害に対する取り組み

育ちを支える居場所づくり

意見表明や参加の促進

施策推進のための計画・体制

子ども会議

子どもを大切にするまちの実現のための、子どもからの意見収集

子どもに関する行動計画

子どもにやさしいまちづくりの総合的・計画的推進

子ども施策推進委員会

子どもに関わる施策の検討

子どもの権利擁護委員会

子どもの権利侵害からの救済・回復

制定までの経緯

平成 20 年度

- 11 月 条例策定委員会発足（平成 20 年度全 2 回開催）
- 12 月 「子どもの権利に関するアンケート」実施
- 2 月 「グループヒアリング」実施
- 3 月 「シンポジウム～子どもの生きる・育つ・守られる・参加する権利～」開催

平成 21 年度

- 6 月 平成 21 年度第 1 回条例策定委員会開催（平成 21 年度全 4 回開催）
- 8 月 「子どもワークショップ」実施

平成 22 年度

- 5 月 平成 22 年度第 1 回条例策定委員会開催（平成 22 年度全 5 回開催）
- 8 月 「子どもワークショップ」実施
- 9 月 「パブリックコメント」実施
- 12 月 議会議決・条例制定・公布

平成 23 年度

- 4 月 1 日 「幸田町子どもの権利に関する条例」施行



▲シンポジウム



▲子どもワークショップ

※条例の全文は、幸田町のホームページ（<http://www.town.kota.lg.jp/>）でご覧になることができます。

問合せ 児童課児童G（内線 141）

「幸田町子どもの権利に関する条例」が制定されました (施行日：平成23年4月1日)

幸田町では、「幸田町子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例には、子どもが皆幸せに、そして責任ある大人になってほしいという願いが込められています。子どもが、その権利を年齢や発達に応じて正しく学び、大切にすることで、ほかの人にも同様の権利があることを知り、ほかの人を思いやる力が養われると考えます。また、「自分が好きだ」という自己を肯定する気持ちも、こうした社会生活の中で芽生えてくると考えます。この条例は、子どもの健やかな成長を図るため、子どもの権利について子どもと大人が相互に理解し合い、社会全体でそれを保障していこうとするものです。

条例の概要

目的・基本的考え方

【目的】

児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づいて、子どもの権利を保障し、子どもが生きていることよるこびを感じつつ、いきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもを大切にすまちの実現を目的とします。

【基本的考え方】

- 子どもの幸せ・子どもにとって最もよいことを第一に考えます。
- 子どもの生きるよるこびをはぐくむため、その気持ちや考え、行動する力を大切にします。
- 子どもの年齢や発達に配慮します。
- 子どもと大人の相互理解を基本に、地域全体で取り組みます。

子どもにとって大切な権利

1 安心して生きる権利

- 命が守られ大切にされる
- 愛情と理解ではぐくまれる
- 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活する
- 平和で安全な環境のもとで生活する
- 健康を保ち、適切な医療が受けられる
- 安心できる場所で眠れる

2 自分らしく生きる権利

- ありのままの自分が認められる
- 子どもというだけで、不当に扱われない
- 自分の気持ちや考えを大切にし、表現できる
- 自分のことを、年齢や発達に応じて自分で決める
- こころの安らく居場所を持ち、自由な時間を過ごせる

3 学び育つ権利

- 必要な知識や情報が得られる
- 教育を受けたり、自ら学んだりする機会が得られる
- 文化、芸術およびスポーツを通じて豊かな人間性をはぐくむ経験が得られる

4 遊び育つ権利

- 遊びが大切にされる
- 遊びの場、時間および仲間が得られる

5 とともに育つ権利

- 保護者ところあたまを過ごす
- さまざまな世代の人々と触れ合う
- 地域や社会の活動に参加する
- 異文化と交流し、対話する
- 自然に親しむ

6 自分を守り、守られる権利

- 本人の意思や行動が尊重され、見守られる
- プライバシーが守られる
- あらゆる差別を受けない
- いじめ、虐待、体罰のほかあらゆるこころや体への暴力から守られる
- 薬物濫用、性的搾取、誘拐のほかあらゆる危害から守られる
- 自分を守るための適切な情報が得られる
- 困っていることや不安に思っていることを安心して相談できる

7 自分らしく生きる権利

- 参加に必要な情報が得られる
- 参加の場で自分の気持ちや考えを表明することができ、尊重される
- 年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られ、意思決定に参加する
- 仲間をつくり、集まり、自治的な活動を行うことができ、適切な支援を受けられる

こんなこともやってるよ!!

わくわくあそびランド



ベビーマッサージ



パパとあそぼ



育児ふれあい体験



よちよちサロン



ママ講座



パパ講座

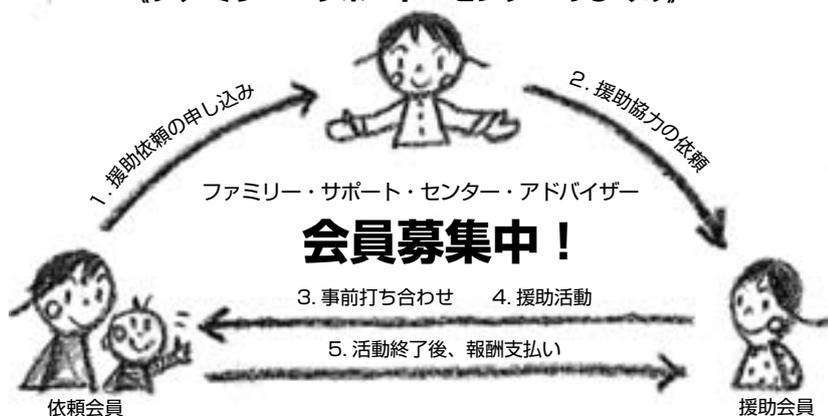


サークル



「ファミリー・サポート」って 知ってますか？

《ファミリー・サポート・センターのしくみ》



遊びの場の提供やいろいろな講座が盛りだくさん!

あなたの子育て応援します!!

詳しくは…

子育て支援センター(くりくりひろば)

☎・FAX 62 - 8333

平成 23 年 3 月現在会員数

依頼会員	295人
両方会員	72人
援助会員	51人

※両方会員とは、依頼会員と援助会員を兼ねている人です。

こんな人が利用されています。

<ほんの一例を紹介します。>

- 保育園などのお迎えと依頼会員宅などへの送り
- 児童の習い事の援助
- 児童の放課後(児童クラブ後)の預かり
- 上の子の学校行事(授業参観など)時の下の子の預かり
- 保育園、学校など休み時の預かり
- 美容院に行っている間の預かり

利用された人からの声 (ほんの一例を紹介します。)

- 家族が体調をくずしたとき、一時でも子どもを見てもらえて、とても助かりました。
- いつも遊びに行く、くりくりひろばで見てもらえたので親子ともに安心して預けられました。
- 急な依頼にも対応してくれてうれしかったです。
- ずっと泣いているかなと心配でしたが、子どもの落ち着いた様子に驚きました。これから困ったときにはファミリーサポートを利用したいと思います。

※ 詳細については「ファミリー・サポート・センター」までお問い合わせください。

☎・FAX 62 - 4718 E-mail famisapo@town.kota.lg.jp



みんな 遊びにおいでよ!!

くりくりひろばと菱池子育て支援センターに遊びに来てね!!

子育て支援センター
☎ 62 - 8333

月～金曜日 午前9時～午後4時

毎週月曜日の午前11時30分からは『歌とおはなしの会』を開催しています。
また月末の『歌とおはなしの会』の中で誕生日会も行っています。

《上六栗子育て支援センター（くりくりひろば）》



- 部屋は広く、走り回ったりできます。
- 園庭に遊具やブランコ、砂場もあります。
- ランチルームがあります。
(利用時間 午前11時～午後2時)
※お弁当を持ってきて一日遊べるよ。
- 夏には、サマーランド(水遊び)があります。
- 仲間が5組そろえば“どんぐりルーム”が借りられます。

《菱池子育て支援センター》

- 菱池保育園の敷地内にあります。
- お部屋は狭いけど、アットホームな雰囲気です。
- 比較的、小さいお子さんが楽しめます。
- 週3日、栄養士さんがいるので離乳食の相談もできます。
※ 駐車場は菱池保育園と共有になっています。
午後3時30分以降は、保育園のお迎えと重なり、大変混み合いますので、防災ひろばへの駐車にご協力ください。



『平成23年度子育てマップ』があります!!

子育てのガイドブックです。参考にしてください。
子育て支援センターに置いてあります。もらいにきてね。

育児相談 (面接・電話・訪問)

- 「初めての子どもで不安がいっぱい…」
- 「泣いてばかり…」
- 「寝てくれない…」 どうすればいいの??



* 一人で悩まずに一緒に考えましょう *

毎週月～金 午前8時30分～午後5時
毎週土 午前8時30分～正午
☎ 62 - 8333

対象事業名	事業の概要	教育的評価	外部評価委員会評価
文化財保護に関する事業 (文化財保護事業)	文化財の調査、維持、保存を行うと共に、出土品も含めた文化財が最適な状態を保つことが出来るよう施設の適正な維持管理、整備を行う。平成21年度は、深溝松平家墓所発掘の歴史文化的価値の高さを認識し、学識経験者を中心とした本光寺文化財調査委員会を立ち上げ、今後の国指定に向け事業拡大を図った。また、同年墓所の町文化財指定を行った。	A	深溝松平家墓所発掘にかかる出土品、同史跡の調査・保存のみならず、町内文化財全般の保護に努められたい。必要に応じ、国・県の文化財指定を受け、その歴史的価値を明確にすると共に、補助金制度の活用についても検討されたい。また、個人の所有権と町の文化財保護施策の調整にも配慮し、適正な文化財の保護を行い、もって文化の向上に努められたい。
男女共同参画社会推進に関する事業 (男女共同参画社会テーマイベント)	幸田町男女共同参画プランの推進および、男女共同参画社会の実現へ向けての意識高揚・啓発活動の一環として、「男女共同参画社会テーマイベント」を、こうた女性の会と共同で開催する。また、男女共同参画プラン推進委員会を中心に、平成20年度策定「幸田町男女共同参画プラン」施策実現に向け、協議・事業推進を行う。	A	「こうた女性の会」との連携による、男女共同参画社会実現へ向けての活動に、引き続き努力されたい。今後は、さまざまな意見を持ったグループを育て、広く意見を集約することに心掛け、多様化する女性の要望に対応されたい。また、男女共同参画プランの実現にあたり、各種団体の自主性を重んじると共に、目標指標について、町の実情に即した項目とするよう心掛けられたい。



▲改築した中央小学校体育館



▲おいしい給食



▲学校体育施設スポーツ開放



▲本光寺における文化財保護



▲男女共同参画社会テーマイベント

《今後の課題と対応》

今回の評価結果に基づき事業内容の見直しを進め、さらなる事業推進に努め、教育行政各施策の効果的な実施を目指します。

教育委員会の施策に関する点検・評価について詳しくは、幸田町ホームページ (<http://www.town.kota.lg.jp>) でご覧いただけます。また、本件に関するご意見は、下記までお寄せください。

問合せ 学校教育課庶務 G (内線 421)

教育委員会の活動について点検・評価を行いました

幸田町教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、平成21年度の活動内容について点検・評価を行い、報告書を議会へ提出しましたので、その内容についてお知らせします。

以下の7事業について自己評価を行い、その結果について教育に関する学識経験を有する委員で構成された外部評価委員会に諮り、以下のような結果を得ました。

総括意見

今回で「教育委員会施策外部評価」は3回目となり、7事業について審議を行った。各事業とも財政など厳しい状況の中、教育や教育環境の向上のため尽力されていることがよくわかった。また、第1回、第2回の本外部評価においてお示した意見に対し、誠実に受け取り改善に取り組んでいただいていることについて感謝申し上げる。

教育委員会施策評価一覧表(抜粋)

対象事業名	事業の概要	教育的評価	外部評価委員会評価
教育施設設備の整備・充実に係る事業 (地震補強、大規模改造事業・学校整備事業・学校管理一般事業)	児童・生徒に対し、安全で機能的な学習環境を提供するため、学校施設や設備の建築・整備・更新を行う。	A	耐震化に代表される、学校施設の安全確保に十分留意すること。また、より良い学習環境整備のため、計画的な学校施設の建築・整備・維持補修にあたり、教材・教具・IT関係機器の整備などに努められたい。国の目標水準の達成はもとより、古い機器の更新など、その中身についても、整備・充実に計画的に取り組まれたい。
学校給食の実施に関する事業 (給食センター運営事業)	安全・安心な学校給食の提供と、望ましい食習慣の育成を目的に、幸田町学校給食センターの管理・運営を行う。	A	新給食センターを核として、安全でおいしい給食の提供に努めると共に、食育、地産地消の取り組みを、さらに前進されたい。また、さまざまな取り組み・活動を町民にPRし、給食センター運営にかかる経費が増加している点を含め、学校給食の実施に関する事業に対する理解を得るよう心掛けられたい。
教育委員会会議運営に関する事業 (教育委員会運営事業)	教育委員会会議における論議の活性化を目指し、効率的で効果的な会議運営を図る。	A	議事事項の精選に努め、効率的な会議の進め方に留意していることを評価する。議事の精選にあたっては、そのことによって教育委員が意見を述べる機会を狭めてしまう結果とならないよう留意すると共に、事務スケジュールの見直しも併せて行い、議案提案が適期に行われるよう努められたい。今後、教育委員の活動内容が、より町民に伝わるよう、さまざまな場面で努めてほしい。
教職員の研修に関する事業 (初任者研修、教科等指導員研修、小学校外国語活動、養護教諭研修、教員研修、教育論文、現職教育研修事業、事務職員研修)	教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基礎とした実践的指導力を高める研修を行う。	A	今後、初任者が増加し、教職員の研修は、その充実が求められる。教育委員会は、各校の取り組みを支援し、研修事業の充実に努められたい。特に、教員同士が校内でお互いを高めあう、先輩が後輩を指導するという形態の研修が効果的と考える。学校が、自ら研修計画を立て、必要に応じ外部講師の協力を得ながら、年間を通じた取り組みが重要である。
学校体育施設開放に関する事業 (学校体育施設スポーツ開放事業)	社会体育の普及のために、幸田町立学校の体育施設を学校教育に支障の無い範囲で町民のスポーツ活動などの利用に供する。	A	年間の利用者数は増加傾向にあり、学校体育施設スポーツ開放事業が定着していることが伺える。学校施設の開放という事業形態から、教職員にある程度の事務協力をお願いせざるを得ないが、なるべく学校に負担をかけないルール作りに留意されたい。